

男女共同参画パネル展のお知らせ

問 総合政策課 男女共同参画係 ☎0952-75-2116



男女共同参画社会基本法の目的や基本理念の理解を深めることをめざして、暮らしや社会に潜むジェンダー（社会的・文化的な性別意識）を取り上げたパネル展を開催します。

性別に関わらず、職場や学校、地域、家庭で個性と

能力を発揮できる社会の実現をこの機会に考えてみませんか？

■期間 3月6日(水)~12日(火)

■場所 市役所1階 市民ホール



■国民年金の加入者 第1号被保険者（自営業、学生など）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
厚生年金に加入する	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■厚生年金の加入者 第2号被保険者（会社員、公務員など）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
退職などで厚生年金を脱退する	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
退職などで第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■厚生年金加入中の配偶者に扶養されている人

第3号被保険者（20歳以上60歳未満の人）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
配偶者の扶養から外れたまたは配偶者が65歳になった	第1号被保険者	市民生活課 保険年金係
就職して厚生年金に加入する	第2号被保険者	勤務先

国民年金は3種類に分かれており、その人の状況で加入する年金は異なります。また、年金の種類が変わる時は必ず手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受給できる年金額が減ったり、もしもの時に障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなかったりする場合もあります。

国民年金に加入する際は、基礎年金番号が分かるもの（基礎年金番号通知書など）と退職日などを証明できるもの（離職票や資格喪失証明書など）、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの顔写真つき身分証明書）を持参してください。

国民年金加入の手続きが必要です
 問 佐賀年金事務所
 市民生活課 保険年金係
 ☎0952-31-4191
 ☎0952-75-2159



お知らせ

高等職業訓練促進給付金をご利用ください

問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118



ひとり親家庭の母や父が、就職の際に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成課程修了後に修了支援給付金を支給します。その他にも、受給対象者には貸付制度があります。

■支給額

○高等職業訓練促進給付金（月額）

市民税非課税世帯 100,000円

市民税課税世帯 70,500円

※修学の最終年度に40,000円加算あり

○修了支援給付金

市民税非課税世帯 50,000円

市民税課税世帯 25,000円

■支給期間 1年以上の修業期間の全期間（上限4年）

■対象者

児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準にあるひとり家庭の母や父で過去にこの促進給付金または、同様の給付金を受けていない人

■対象となる資格

看護師、准看護師、助産師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

■手続き 事前に福祉課への相談が必要です